

NPO 法人

第20号

平成25年6月10日発行

権利擁護サポートセンター船橋



うえるかむ 通信

25年度特集号

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 TEL 047-710-7045 / IP 電話 050-3496-9981
ブログ <http://welcome.blog.ocn.ne.jp> / email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

平成25年度「NPO 法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋」事業計画

「うえるかむ」は皆様の賛助会費等で運営させていただいております。誠にありがとうございます。

1. 事業実施の方針

知的障害などで判断力が十分でない人々と家族、その支援者らの権利とその人らしい暮らしを守るための啓発、相談、支援、後見受任を更に進め、また成年後見制度をひろく市民に理解して頂けるような活動と事業を行います。

2. 事業の実施に関する事項

孤立や孤独死をなくしたいと、「1人で悩まないで！」をモットーにご相談を受け、一緒に考え、解決の道を探ります。顧問弁護士や社会福祉士を中心に成年後見制度利用の助言と支援をします。

* 相談日は火曜日と金曜日それ以外でも、電話などでご連絡ください。

3. 総会を年1回(6月10日)、理事会を年3回

4. 障害者本人たちの幸せを願い催しを予定。

①うえるかむ主催の勉強会。②みんなで楽しい一日を過ごせる音楽祭(船橋市手をつなぐ育成会と共催)。規模を縮小した企画を考えています。

5. 「うえるかむ通信」の発行。25年度も漫画(武藤健史作)を引き続き連載します。

6. 船橋市市民公益公募型事業(20万円)に応募。音楽祭、勉強会等にさせていただきます。

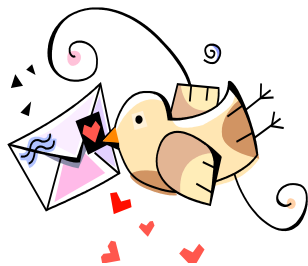
うえるかむは

今年、3年目に入ります。皆様にはご厚情を賜りましてまことにありがとうございます。引き続きご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

NPO 法人うえるかむ権利擁護

(273-0046 船橋市上山町 1-157-4 カメラハウス2階) どうぞお気軽にお問合せ下さい。

TEL 047-710-7045 又は 090-1217-3003 (赤津)



権利擁護漫画 ウェルちゃん
原案・赤津&原案・武藤
No.20 「キャラバン隊」の巻



総会が始まると同時に、障害者の方がずっと立ち上がって歩き始めました。母親が駆け寄り「静かにしなさいって言ったでしょ!」って、叩きました。実は「キャラバン隊」による障害者を知ることのできる寸劇だったのです。見事に騙されました。M

《愛しの相棒との暮らし！今日・明日》
〔ご寄稿〕 千葉市手をつなぐ育成会
佐久間 光正氏

息子はこの頃、少し笑ったような顔をして眠っていることがある。この寝顔をみると、俺と二人だけの暮らしになってよかったのか、よくここまで立ち直ってくれたと思う。今まで息子を気にかけてくれたり、心配してくれた方々に「息子はもう大丈夫です」と伝えまわりたい気持ちだ。

一頃の息子は、朝から晩まで大きな声でひとり言を言い続け、夜も眠らず真っ赤な目をして起きてきた。自室の入口に椅子やカーペットなどでバリアを築いて親が入るのを拒んだり、夜中に鉄で自室のカーテンや、僕（隣の部屋）のセーターも切り裂いた。自分の頭を叩く自傷行為もあり、ちょっとした制止や注意を受けただけで家の中を走りまわったり、飛び上がったりする。通所している施設から作業中に興奮し怪我をする危険があると急に呼出しがあり迎えに行った事も度々だった。

この種の行動は、知的障害はあるもののおとなしなかった息子には考えられない行動で、父親としてどう向き合えばよいのかわからず途方に暮れた。何とかしなければと、（何処へ相談したらよいかわからないので）とりあえず療育手帳の更新手続きで訪問した事がある千葉市障害者相談センターを訪問した。この時の助言は「お父さんが考えている健常者の世界に息子さんをリードするのではなく、息子さんの世界にお父さんが合わせていくようにする」「コミニケーションは言葉だけではなく視覚化して、動作、絵やグラフ等でとって欲しい」「息子さんが興奮していても、自分が怪我をしたり、他の方を傷つけるのであれば、見守るか或いはお父さんがその場から離れるようにする。制止したりすると余計に混乱を招く可能性がありますよ」というもの。今でも事あるごとにこの助言を考える。

僕は千葉市手をつなぐ育成会の講習会にも参加し始めた。'09年6月に家族支援プロジェクト「ファシリテーター養成講座」を受講したときに、障害者を持つ親の心情や〔親には親の人生がある〕ので充実した生活をおくるようになどの話しは参考になったが、「僕の人生なんてどうでも良いんだ、息子の人生を一番に考えてやらなきゃ」というのが本音だ。

この頃、僕は息子の事を何も知らないままきてたんだと…。そりゃ自分の息子だから誕生日は言える、正見という名前の由来も自分がつけたんだからわかる、療育手帳を持ってるから知的障害者とい

うのも知ってる。が、他はどうか？妻が一生懸命にやっているのにかまけて、ここまでできてしまったのかという悔いにかられた。

今思えば息子の行動は、丁度妻の発症から手術入院…、この時、息子は僕の単身赴任先で日中は独りで過ごす生活、退院後は自宅療養の妻との生活、妻の病状が悪化し緩和ケア入院時は僕の姉と田舎の、息子にとっては知らない叔母や土地での生活。期間中に妻が他界。この田舎の生活は僕の退職まで続き、そして僕との二人の生活を始めた時期と重なっており、この約8年間は息子に相当なストレスやプレッシャーがかかっていたためではと思う。

息子の様子を数年という単位でみると、興奮が常態化している時期、次に時々落ち着く時期がでて、それから興奮と落ち着きが半々くらいとなり、1昨年頃から落ち着いた状態が長く続いた後に興奮が少しでてくるというような良い状態になってきています。（今でも障害からくる行為…ひとり言や新聞紙の端を手で細く千切って紐状にして手でヒラヒラさせたり、マッキーで新聞に文字や文字らしきものを書いたりする…は続いています）

息子が時々落ち着き始めた頃、僕は下手の横好きでデッサン（鉛筆）を始めた。今は妻を描いている。最初に描いた絵を息子に見せ「この人誰に見える？」と訊くと「真里子さん」と言ってくれ、出来映えは悪いものの妻とわかってくれて嬉しかった。が、数日後に2枚目を「この人誰？」と訊くと、僕の顔を見もしないで「真里子さん！」と返事をされ「こいつ、俺を馬鹿にしてんのか？」と苦笑い。

それから僕は地域のテニス同好会に偶然の機会で加入することができ、週に1～2回汗を流している。学生時代以来の44年ぶり、昔打てなかったショットがたまに打てたりしておもしろくしょうがない。このテニス再開と同じ頃に千葉市手をつなぐ育成会の理事になり、息子とそのまわりについて学習する機会を得た。息子は1昨年に水疱瘡にかかり、昨年は初めて癲癇をおこした。その際に同じ理事の方が親身になって質問に答え、助言をしてくれ大分助かった。

僕は今、息子とパートナーのような生活になり、たのしくてしょうがない。出来る事なら未来永劫にこのままいればと思うが、そんな事がかなう筈もない。僕亡きあとの暮らしについて、道筋をつけてお互いに力を合わせていきたいと思っている。

（相棒の息子正見さんは39歳）佐久間さんは「まんま隊千葉」の家族支援プロジェクトチームの活動でお会いした、とても活動的で素敵なお父様でした。



《成年被後見人の選挙権認められる》
 ～選挙権裁判・定塚裁判長の言葉～
 「堂々と胸を張って、いい人生を生きてください」

■成年被後見人となると、様々な権利を失ってしまいます。その代表的なものが選挙権。選挙権がないと選挙で投票できません。

茨城県に住む女性、名児耶匠さんの後見人、父親の清吉さんが2年前、憲法違反ではないかと東京地裁に告訴しました。名児耶さんご家族ははるばる東京地裁に通い続け、弁護団とともに裁判に臨んできました。

心ある優秀な弁護団の主張の正当性が、全国に支援の輪を広げ、学者たちも味方にし、裁判官の心を揺り動かし、誰もが納得する判決文が生まれました。

おかげで今まで失っていた13万6千人の方の選挙権も回復しました。とても嬉しいことです。

3月14日の東京地裁では、裁判長の優しい眼差しと語り掛けるような判決文が傍聴席をも感動の渦に巻き込んでしまいました。『どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください。堂々と胸を張って、いい人生を生きてください』は、ずっと語り継がれる名言となるでしょう。(司法も変わった!?)

国会で公職選挙法が改正されました。見事な『違憲判決』から「74日」という速さでの立法解決は快挙といえます。その間に総務省が「上級審(上告)が必要」との発言もあって、抗議文・申入書・控訴するな fax・記者会見・党への公開質問状・議員へのレクチャーなど、原告と弁護団の次への動きは素早いものでした。

残るは、被告席に座った行政(総務省)の決断。高等裁判所へ上告するのは、税金の無駄遣いでないでしょうか? (A)

P1、漫画・キャラバン隊について

《松戸手をつなぐ育成会の総会の会場で、突然、子どもが飛び出して、お母さんが大声で…》実は、これは松戸キャラバン隊・たねっこの俳優、お母さんたちの迫真の演技でした。一般社会に、障害のある子どもの不思議な?行動や特徴を理解してもらうために、日夜練習に励んでいるそうです。やるね!!

平成24年度事業実績報告

1. 事業実施の方針

知的障害者と家族、その支援者らの権利とその人らしい暮らしを守るための啓発、相談、支援、後見受任を更に進め、また成年後見制度をひろく市民に理解してもらえるような活動と事業を行いました。

2. 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	備考
相談と支援事業	①権利擁護や生活支援に関して、電話や面談での相談を受ける。権利侵害への対応、支援。 ②成年後見制度申し立ての支援(申し立て相談4件) ③成年後見制度利用支援と受任(1件)	毎週火曜日と金曜日が相談日	船橋市手をつなぐ育成会会員及び判断力が十分でない人たちと家族及び支援者等
啓発活動(冊子、広報紙、資料などの作成)その他	・成年後見制度及び権利擁護などの「学習会」 《遺言書と親心の記録、親亡き後に備える》 ・冊子「わかりやすい成年後見制度」の頒布と「親心の記録」と増刷、発行等 ・春よ来い♪フェスティバル(障害者の集い) ・その他の資料作成、他団体の紹介や取り寄せ【家族支援マニュアルを購入して、まんま隊の活動を応援(全日本育成会発行)】(船橋市手をつなぐ育成会と共催) ・広報紙「うえるかむ通信」	・24年7月 ・24年度中に発行、頒布 ・出演・市船高校吹奏楽部、デュオ、ソプラノ歌手等育成会と共催 ・24年度年10回発行	・講師 岩田康孝弁護士 参加者 22名 ・県外から110冊、市内等20冊の注文があり。 ・参加者は障害のある人及び家族、支援者、一般の市民140名 ・育成会と共催で家族支援プログラムの実行 ・マンガ「ウエルちゃん」が好評です。800部作成し、配布。

平成 24 年度 決算報告

【収入の部】

I 事業収入		1,608,482
	正会員費	65,000
	賛助会員費	209,000
	団体賛助会員費	643,740
	助成金 (H23年度)	200,000
	(H24年度・未収)	285,000
	寄附金	205,742
II その他収入		301,531
	前年度繰越金	301,408
	その他雑収入 (銀行利息等)	123
収入合計	(A)	1,910,013

事業費		1,391,991
	弁護士顧問料	244,440
	事務消耗品費	39,707
	通信運搬費 (電話切手代)	134,219
	印刷製本費	95,027
	旅費交通費	58,060
	給与賃金	390,969
	謝礼	171,727
	接待交際費	28,544
	会議費	2,200
	保険料	10,559
	図書研修費	22,180
	租税公課費	19,600
	預り金	42,788
	未払金(1~3月分源泉所得税)	3,844
	雑費	124,872
	振込手数料	3,255
支出合計	(B)	1,391,991

収支差額(A)-(B) = 518,022 円を次年度に繰り越します。

「**うえるかむ**」メンバー 小藤武樹(理事・社会福祉士)
野口友子(理事・社会福祉士)、前田満子(理事・社会福祉士)、足立佐知子(理事・社会福祉士)
赤津保子(理事長)、安藤隆司(理事)、富樫強子(理事)、後藤忠男(理事)、武藤健史(理事)、茂木幹夫(理事)、尾村明子(理事)、上村久美子(理事)、石井博(監事)、岩井孝(監事)、岩田康孝(顧問弁護士) 好村肇(助言者)

NPO法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋 《平成24年度の活動から》
写真①岩田弁護士による「遺言書の書き方」勉強会
写真② 春よこい♪フェスティバル



うえるかむご相談事例約30件 (継続もあり)

- 両親が高齢なため、後見制度利用が必要か？
- ご主人が亡くなり、母一人子一人になったので、今後どうしたらよいか？
- 両親が相次いで亡くなり、裁判所に申し立て？
- 弟が作業所へ研修に行き、事業者や仲間に「最低だ！」役に立たない」などとなじられた。どうしたら？(県外の事例。)
- 障害程度が実際より軽く出て、年金が低いし、医療費補助も受けられない。
など・・・。